

宮崎県農林水産業における 環境負荷低減事業活動促進に関する 基本計画

宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町

令和5年3月24日作成

目 次

1 基本計画について	1
(1) 基本計画策定の趣旨	
(2) 計画の期間	
2 関連する計画等	2
3 基本的な方針	2
4 環境負荷低減事業活動の促進に関する事項	3
(1) 環境負荷の低減に関する目標	
(2) 環境負荷低減事業活動の内容	
(3) 特定区域の設定	
(4) 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用することが期待される基盤確立事業の内容等	
(5) 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に関する事項	
(6) その他環境負荷低減事業活動の促進に関する事項	
(別紙) 特定区域の区域及び特定環境負荷低減事業活動の内容	9

1 基本計画について

(1) 基本計画策定の趣旨

本県の農林水産業は、温暖多照な気候と豊かな自然環境に恵まれ、安全・安心で品質の確かな農林水産物の供給はもとより、水源かん養等の国土保全や野生動植物の生息・生育の場の創出など多面的機能を担い、県民の健全で豊かな暮らしを支えるかけがえのない価値を有しています。

このような中、農林水産業を取り巻く環境は、地球温暖化の進行や大規模自然災害の発生、農林漁業者の減少・高齢化、生物多様性の低下など多くの課題に直面し、さらには持続可能な社会の実現に向けたSDGsの達成や、カーボンニュートラルの実現のための取組が求められています。

これら課題に対応し、農林水産業の持続的発展の確保と食料の安定供給の確保を図るため、令和3年5月に「みどりの食料システム戦略」が策定されました。さらに令和4年7月には「みどりの食料システム戦略」の実現を目指し「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（令和4年法律第37号）（以下、「みどりの食料システム法」という。）が施行されました。

この「みどりの食料システム法」では、農林漁業者が化学肥料・化学農薬の使用量の低減や温室効果ガスの排出量の削減など農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動（以下、「環境負荷低減事業活動」という。）を促進するため、農林漁業者が「みどりの食料システム法」に基づき作成する計画を都道府県が認定し、その活動を税制面や金融面で支援する認定制度が創設されたところです。

本基本計画は、農林漁業者の環境負荷低減事業活動などによる本県における環境と調和した農林水産業の実現をめざし、「みどりの食料システム法」第16条第1項に規定する基本計画として、県と市町村の共同により策定するものです。

(2) 計画の期間

この基本計画の期間は、令和7年度（2025年度）までとします。

ただし、農林水産業をめぐる情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

2 関連する計画等

- みやざき自然との共生プラン生物多様性みやざき戦略（平成27年3月）
- 第八次宮崎県農業・農村振興長期計画（令和3年3月）
- 第八次宮崎県森林・林業長期計画（令和3年3月）
- 宮崎県有機農業推進方針（令和3年3月）
- 第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画（令和3年6月）
- みやざき畜産共創プラン（令和3年9月）
- みやざき農水産業グリーン化推進プラン（令和4年3月）

3 基本的な方針

「みどりの食料システム戦略」のもと、環境負荷低減に向けた具体的な取組が加速する中、本県でも持続可能な農林水産業の実現に貢献する環境と調和した農林水産業を一層推進することが求められています。農林漁業者にとって環境負荷低減を図る取組は、従来の生産方式からの転換や新たな取組を行うものであり、推進にあたっては生産コストの低減や省力化、病虫害のまん延防止などに資する技術の導入により、農林漁業者の所得の向上を図るなど、持続的な取組となることが重要です。

このため、本県では、「第八次宮崎県農業・農村振興長期計画」、「第八次宮崎県森林・林業長期計画」、「第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画」などに基づき、各種施策を展開します。

本基本計画では、上記施策に加え、「みどりの食料システム法」に基づく農林漁業者の環境負荷低減事業活動等の内容を定め、化学肥料や化学農薬の低減、温室効果ガスの排出量の削減に資する活動を促進します。

4 環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

(1) 環境負荷の低減に関する目標

目標指標は、以下のとおり設定する。

目標指標	基準 (R元年度)	目標 (R7年度)
有機JAS認証面積（農業）※1	335ha	523ha
畜産バイオマス発電施設数（農業）※2	4施設	7施設
省エネ機器を導入する経営体（水産業）※3	36件	60件
有機JAS、GAP認証件数（林業）※4	4件	10件

※1：第八次宮崎県農業・農村振興長期計画より

※2：みやざき畜産共創プランより

※3：第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画より

※4：第八次宮崎県森林・林業長期計画より

(2) 環境負荷低減事業活動の内容

本県において、環境負荷低減事業活動として求められる事業活動は、「みやざき農水産業グリーン化推進プラン」の「Ⅳ具体的な技術と取組」に掲げる取組のうち、次のとおりとします。

① 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用量削減の取組を一体的に行う事業活動

- ・ 土壌診断（簡易土壌診断含む）に基づく適正施肥
- ・ 緑肥やリビングマルチ、たい肥、混合たい肥複合肥料、バイオ液肥、畜ふん燃焼灰、その他有機物資材の施用、局所施肥技術の導入
- ・ たい肥の高品質化・ペレット化の促進、たい肥を用いた新たな肥料の生産、広域流通システムの構築
- ・ 有機農業、特別栽培の実施
- ・ 宮崎方式 I C M（土づくりや適正施肥等を基本に、生物農薬や防除資材等を活用して、適正かつ低コストな防除を行うことで、収量と品質の向上を図る総合的な作物管理）の実施

② 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動

- ・ 省エネ型農林業機械の導入、省エネ漁船への転換
- ・ 水稻における中干し延長と秋耕
- ・ 施設園芸におけるヒートポンプや保温効果を高める資材の導入、環境制御技術を活用した適温管理、木質バイオマスの活用
- ・ 園芸ハウス等耕種部門と連携した畜産バイオマスエネルギーの活用（電力、排熱等）
- ・ 漁船漁業における海況・漁獲データを活用した操業の効率化
- ・ 家畜排せつ物の管理方法の転換や温室効果ガスを削減するための飼料への切り替え等の推進

③ その他環境負荷低減に資する事業活動

- ・ 土壌を使用しない栽培方式における化学肥料・化学農薬の使用減少
- ・ 家畜のふん尿に含まれる窒素等の環境への負荷の原因となる物質の量の減少
- ・ 飼料の投与等により発生する窒素等の環境への負荷の原因となる物質の量の減少
- ・ バイオ炭など土壌炭素貯留に資する資材の農地、採草放牧地への施用
- ・ 生分解性プラスチック資材の使用など、プラスチックの排出もしくは流出の抑制、又は化石資源由来のプラスチックの使用量削減
- ・ 化学肥料・化学農薬の使用減少と併せて行う生物多様性の保全
- ・ その他、国が定める「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針」第二の要件に適合し、知事が必要と認める活動

(3) 特定区域の設定

特定区域の区域及び特定環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容については、別紙のとおりとする。

(4) 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用することが期待される基盤確立事業の内容等

本県では、次の取組について、国・県の試験場や民間企業などと連携し、技術の開発や普及を推進します。

- ① 混合たい肥複合肥料やバイオ液肥・粉炭の利用拡大、施設野菜におけるリアルタイム診断技術の開発など、化学肥料の使用量低減に向けた取組
- ② サツマイモ基腐病抵抗性品種の普及や、複数の土壌病害虫抵抗性を有するピーマン台木品種の開発など、化学農薬の使用量低減に向けた取組

- ③ 耐倒伏性、多収性等を持つ加工用米品種や、耐暑性や難落蓄性を有するスイートピー品種の開発など、気候変動の影響を抑え安定的な生産に向けた取組
- ④ 農林業機械・漁船の省エネルギー化、施設園芸におけるヒートポンプの導入促進など、温室効果ガス排出抑制に向けた取組
- ⑤ 藻場・干潟の保全、海藻養殖の推進などによるブルーカーボンの推進、養殖魚の人工種苗への転換、養殖餌のエクストルーダーペレットへの転換など水産資源の持続的利用に向けた取組

(5) 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に関する事項

① 販路の開拓・確保

県内の直売所や飲食店等における試験販売、学校給食への利用、PRイベント等を通じ、環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物に対する消費者の理解増進、販路拡大に取り組みます。また、県内の加工業者に対し、環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の情報を提供し、その利用による付加価値の向上を図ります。

② 有機JAS、GAP認証の取得による有利販売の実現

農林業者や加工業者等に対し、有機JAS、GAP等認証制度の情報発信や研修会により取得を促進し、有利販売を目指します。

③ 消費者の理解や関心の醸成

消費者や実需者に対し、環境負荷低減事業活動による生物多様性保全の効果や国際的な目標であるSDGsに対する貢献など、社会的な・経済的効果の情報提供を図り、環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物に対する理解醸成を促進します。

(6) その他環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

本県の環境負荷低減事業活動の促進に当たっては、農林水産業に関する課題や持続的発展の確保と食料の安定供給の意義、本県経済における農林水産業の重要性について、農林漁業者のみならず、消費者や関係団体・市町村、試験研究機関や民間事業者などが、それぞれの役割を認識しながら取り組む必要があります。

① 農林漁業者の役割

本県農林漁業が食料の安定供給や県土保全に重要な役割を果たしていることに誇りを持ちながら、一人ひとりの主体的な取組と創意工夫により環境負荷低減事業活動を実践します。

② 関係団体の役割

個々の農林漁業者の取組は、地域の力として結集することで大きな力を発揮します。地域における推進母体として自らの機能強化に加えて、県や市町村、他産業との連携を深めながら、持続可能な農林漁業の産地づくり、活性化に向けて主導的役割を果たします。

③ 関係業者の役割

加工・流通・卸売業等は、食料の安定供給に加え、生産された農林水産物に付加価値を生み消費者や実需者をつなぐ重要な役割を持っています。農林漁業者の環境負荷低減事業活動の取組を理解するとともに、相互の発展を目指すパートナーとなります。

④ 消費者の役割

本県農林水産業は、幅広い消費者の食料消費や農山漁村地域への居住・交流により支えられています。安全・安心な農林水産物の供給や農林漁業の持続的発展に向けた環境負荷低減事業活動への取組に対する理解を深めるとともに、本県農林水産業の最大の応援団となります。

⑤ 大学及び試験研究機関等の役割

本県農林水産業の持続的発展と食料の安定供給の確保を図るため、大学及び各種試験研究機関は、農林漁業者や関係団体、民間事業者、市町村、県と密接な連携のもと、技術開発に積極的に取組み、環境負荷低減に向けたフロンティア集団としての役割を果たします。

⑥ 市町村の役割

地域の実情に精通し最も身近な行政機関として、農林漁業者、関係団体、民間事業者等と密接に連携し、県とともに基本計画を策定し、特定区域の設定を通じて地域の主体的な取組を支援し、環境と調和した農林水産業の地域の推進役を果たします。

⑦ 県の役割

県は、環境と調和した農林水産業の持続的発展を図るため、市町村や関係団体等との連携により、基本計画を策定し特定区域を設定し、環境負荷低減技術の普及指導による横展開を進め、環境と調和した農林水産業の総合プロデューサーとしての役割を果たします。

附則

- 1 令和5年3月24日作成
- 2 令和5年12月28日一部改正
- 3 令和6年12月16日一部改正

(別紙)

特定区域の区域及び特定環境負荷低減事業活動の内容

えびの市

1 設定する特定区域

えびの市飯野地区東部

2 当該区域の特性及び区域設定の理由

えびの市は宮崎県、鹿児島県、熊本県の三県の境界にあり、総面積は 282.93km² で東西約 26km、南北約 20km の広さを有している。また、本市を中心に、九州縦貫自動車道が鹿児島・熊本へ、宮崎自動車道が宮崎へ延びており、消費地へのアクセスしやすい状況にある。農業は本市を支える基幹産業であり、農家数が 2020 年農林業センサスにおいて県内 4 位となっており、水田地帯は県内有数の大穀倉地帯である。また、畑作地帯では、ほうれん草や小松菜などの露地野菜とイチゴ・ピーマンなどの施設園芸が盛んであるほか、キャベツや花の苗物などの栽培地もあるなど、米をはじめ豊かな自然環境がもたらす農林水産物に恵まれている。

また、本市の南部は霧島錦江湾国立公園に位置し、平成 22 年に「自然の多様性とそれを育む火山活動」をテーマに霧島ジオパークとして本市全域が日本ジオパークネットワークに登録されている。

本市では、霧島錦江湾国立公園に指定されているえびの高原をはじめ他では見られない豊かな自然環境に恵まれ、希少動植物も多数生息している。このような自然の宝庫を次世代に継承するため、「第二次えびの市環境基本計画(平成 30 年度～平成 39 年度)」において「生態系に配慮した農林業」を基本施策のひとつに掲げており、減農薬・減化学肥料栽培等環境にやさしい農業の普及を促進している。

以上のことから、農業者の環境への意識も高く、国の環境保全型農業直接支払交付金を活用し有機農業やカバークロップに取り組んでいる農業者が 15 戸、面積約 82ha、有機 J A S 認証を受けている農家戸数は 5 戸、面積約 25ha となっている。また、本市は肉用牛等の畜産が盛んな地域であることから、たい肥等の地域資源を活用した農業も行われている。

さらに、有機農業の生産から消費まで一貫した産地づくりを行うため、令和 5 年 5 月に有機農業者を中心に旅館業や調理師など幅広い分野の方が参画する「エコロジカルタウンえびの推進協議会」を設立し取り組んでいるが、一方で有機農業と慣行農業の共存の課題(化学肥料・農薬の有機農業ほ場への流入・飛散防止や、慣行農業ほ場への害虫飛散防止等の対策)を解決する必要がある。

飯野地区東部は市内の主要農産物である水稻、イモ類、露地野菜の栽培が特に盛んな地域となっており、上記の有機農業と慣行農業の共存の課題を解決するため、基盤整備を行い有機農業と慣行農業のゾーニングを計画している。そのため、市全域への取組拡大をけん引する役割が期待される本地区を特定区域に設定する。

3 特定環境負荷低減事業活動の内容

- ・ ゾーニングによる有機農業の団地化
ゾーニングによる化学肥料・農薬の有機農業ほ場への流入や飛散の防止、病害虫の慣行農業ほ場への飛散防止など、有機農業者と慣行農業者の共存を図るとともに有機農業取組面積の増加と団地化を進める。
- ・ 有機農産物の出口施策の実施
当該区域で生産した有機農産物を学校給食に提供するとともに、「道の駅えびの」を活用した展示・販売や通販や EC サイトを利用し、えびの市産有機農産物のブランド化を目指す。

特定区域の区域及び特定環境負荷低減事業活動の内容

宮崎市

1 設定する特定区域

宮崎市全域

2 当該区域の特性及び区域設定の理由

宮崎市は、九州南東部に位置し、地形は北部西部にかけて丘陵地が重なり、南部は鰐塚山系、双石山系の山地で占められている。市内の北端には一ツ瀬川が、中央部には大淀川、清武川、加江田川などが東流し、広大な宮崎平野を形成して日向灘に注いでいる。東部の海岸は白砂青松の砂浜が続き、市南部の青島以南は、山地が海岸まで迫り、複雑な海岸線を呈している。

本市の農業は、冬季に温暖で日照時間の長い気候条件を活かして、野菜や果樹、花きの施設園芸を基幹とし、早期水稻と畜産を組み合わせた複合経営を軸に、国の食料供給産地として発展してきた。

平成 18 年 1 月に、農業の盛んな佐土原町、田野町、高岡町との合併により、だいこん、葉たばこ、茶などの土地利用型作物が加わるとともに、平成 22 年 3 月には、日向夏やパイアなどが特産の清武町との合併で、バラエティに富んだ産品が生産される”農林水産業のまち”となった。

現在、本市において、国の環境保全型農業直接支払交付金を活用し有機農業に取り組んでいる農業者が茶や水稻を中心に 14 戸、面積約 61.3ha となっているが、その取組圃場は、市内全域に点在している状況である。

そのような中、令和 5 年 9 月、農業者が中心となり、自然生態系の機能を取り入れた栽培技術の普及と健全な生態系や生育環境を考慮した環境保全型農業の推進、有機農業者と消費者の連携強化、そして環境保全と地域社会への貢献を目的として、「宮崎市有機農業推進協議会」が設立されたところである。

さらに、令和 6 年 5 月には、市内の農業者をはじめ、調達、生産、加工、流通、消費など、あらゆる関係者の連携と協力のもと、行政機関も参画して、化学農薬と化学肥料の低減、有機農業の面積拡大という目標達成に向けた取組を推進するため、「宮崎市みどり農業推進協議会」が設立された。

いずれの協議会も、市内全域を活動の対象とし、有機農業をはじめとした農業分野における環境負荷の低減の取組と持続可能な農業の推進を目指しており、今後、官民一体となった様々な取組を推進していくこととしている。

3 特定環境負荷低減事業活動の内容

宮崎市、宮崎県農業協同組合宮崎中央地区本部、宮崎市有機農業推進協議会、宮崎県で組織される「宮崎市みどり農業推進協議会」を推進母体として、次のような活動を実施することで、宮崎市における有機農業や有機農産物に対する消費者の理解醸成を図り、消費や販路の拡大と、有機農業の取組面積の拡大を目指す。

- ① 特定区域において有機農業に取り組む農業者や、新たに有機農業への転換を検討している農業者に対し、先進地視察や有機農産物の栽培技術研修を実施することで、有機農業の基盤を強化する。
- ② レストランや小売店などでの有機農産物の販売促進イベントを開催し、消費者の認知度向上を図る。
- ③ 有機農作物の加工試作品製造委託を行い、新商品を開発することで新たな販路を開拓する。
- ④ 学校給食における有機農産物の活用を推進することで、子どもたちへの食育の一環として、有機農業への理解を深め、将来的な消費者基盤を育成する。

特定区域の区域及び特定環境負荷低減事業活動の内容

綾 町

1 設定する特定区域

綾町全域

2 当該区域の特性及び区域設定の理由

綾町は、これまで自然と人が共生する持続可能なまちづくりに取り組み、2012年にユネスコエコパークに登録された。1980年代から全国に先駆けて自然生態系農業の推進に関する条例を制定し、化学肥料・農薬などの合成化学物質の利用排除や遺伝子組み換え作物の栽培を行わないことなど環境に配慮し、食の安全や健康増進に取り組んできた。また、綾町が有機 JAS 登録認定機関となることで、申請にかかる生産者の負担等を軽減するなど、有機農産物（主に露地野菜）の生産拡大に努めてきた。

近年、国際連合が提唱したSDGsへの関心の高まりとその実践が盛り上がりを見せてきている。今後、有機農産物に対する需要が更に拡大することが見込まれ、実践者の増加とさらなる生産量の拡大を図る必要がある。そこで、有機農業の生産技術の確立と波及、新規就農者の育成・確保・定着、消費者への啓発と理解の深まり及び販売方法確立など、有機農業を軸とした地域活性化を図ることで、地球環境に優しい持続可能な有機農業のまちにすることを目的として綾町全域を特定区域に設定する。

3 特定環境負荷低減事業活動の内容

綾町、宮崎県農業協同組合綾町地区本部、綾町自然生態系農業実践振興会の代表、生産者部会の各代表、綾手づくりほんものセンター（町の認証農産物取扱店）、綾町有機農業研究会で組織される「綾町自然生態系農業推進会議」を核として、宮崎県とも連携しながら有機農業の生産技術の確立と波及、新規就農者の育成・確保・定着、消費者への啓発と理解の深まり及び販売方法確立を推進する。

綾町では、有機農業での新規就農を希望する者に対し、有機農業を体系的に学ぶための「綾オーガニックスクール」を創設して実践的な技術指導を実施しており、町内の遊休農地を整備することで有機農業を実施する圃場の確保・団地化を行い、そこに有機農業を実践的に学ぶ「綾オーガニックスクール」の卒業生を結びつけることで有機農業の面積、生産量の増加につなげていく。その他、技術的な面としてスマート農業を実践するためラジコン除草機などの有効的な機械の導入を積極的に支援することで省力化、作業の平準化につなげる。

また、学校給食において地元で取れた有機農産物を供給し、地産地消や食育の推進、郷土愛を育くむなど、教育を通しての普及活動にも取り組む。流通の面では、有機農産

物の販売拠点として「綾手づくりほんものセンター」での取扱量の拡大を図り、供給体制の強化を行う。

今後、綾町の有機農産物のブランド力を高めるため、有機農業推進大会を開催し、先進的な取組みを実践している方の講演会等を通して生産者の意識向上や消費者の理解向上を目指していく。